

徳島県告示第216号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員
の退任及び就任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する

。

令和8年4月21日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の名称
飯尾川堰土地改良区
- 2 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	長 尾 茂 雄		徳島市国府町井戸字左ヶ池2-2
同		吉 村 佳 巳	同 字高池12